

大和市告示第146号

大和市つどいの広場こどもーる事業要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市つどいの広場こどもーる事業要綱の一部を改正する要綱

大和市つどいの広場こどもーる事業要綱（平成19年大和市告示第179号）の一部を次のように改正する。

別表大和市下和田1216番地1の項中「大和市下和田1216番地1」を「大和市渋谷六丁目6番地1」に改める。

附 則

この要綱は、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。